

報告第10号

一般財団法人杉並区交流協会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
一般財団法人杉並区交流協会の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和3年6月11日

提出者 杉並区長 田 中 良

令和 3 年 度

一般財団法人杉並区交流協会
事業計画書・収支予算書

自 令和 3 年（2021年） 4 月 1 日

至 令和 4 年（2022年） 3 月 31 日

一般財団法人杉並区交流協会

目 次

令和3年度 事業計画書	1
令和3年度 収支予算書	5
一般財団法人杉並区交流協会定款	8

令和3年度

一般財団法人杉並区交流協会

事業計画書

令和3年度 事業計画書

(令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日)

1 在住外国人の支援に関する事業

(定款第4条第1号関係)

項 目	事 業 内 容
(1) ウェルカム・パーティー (日本で生活するための必要なことを学び交流する集い)	新たに区民となった外国人に、地域で生活していくうえで必要なごみの分別体験、避難訓練、交通安全指導等を行い、日本の生活習慣の会得と防災意識の醸成等を図るとともに、区民等との交流を深める。 —開催時期・場所・内容を検討中—
(2) 外国人サポートデスク	外国人の悩み事や困り事などの相談に応じ、日常生活を支援するため、外国人サポートデスクを運営する。区役所の相談窓口で、協会のボランティア相談員により実施する。 ◆相談員対応：英語＝月曜 PM、金曜 AM 中国語＝月曜 AM、第1・3・5金曜 PM 韓国語＝第2・4金曜 PM ネパール語＝第1・3水曜 AM ※AM＝9時～12時、PM＝13時～16時
(3) 外国人のための無料専門家相談会	東京国際交流団体連絡会議に参加する各区市の交流協会・弁護士会・行政書士会、税理士会等が連携した、問題解決型の無料専門家相談会を開催する。 ◆令和4年2月19日(土)(予定)
(4) 日本語教室	日本語教育に取り組むボランティアグループ3団体と協定を結び、杉並区交流協会会議室にて外国人の日本語学習を支援する。また、当該グループにはその活動に要する経費の一部を助成する。 ◆月曜日から金曜日の午前中(火曜日は全日)に実施。
(5) 杉並版ボランティア登録制度 語学ボランティアの運営	語学ボランティアの登録 協会の事業や地域のイベント等に、通訳・翻訳者として参加・協力する「語学ボランティア登録」を促進する。 登録者：688人(令和3年1月7日現在) 言語別登録者数：英語575人、中国語34人、 イタリア語26人、スペイン語9人、 フランス語8人、韓国語7人、 ポルトガル語4人、その他25人
(6) 外国人とのコミュニケーション講座 ～やさしい日本語～	在住外国人や外国人観光客の増加に対応し、簡単な日本語を使って外国人とコミュニケーションをとる意義・コツを学ぶ講座を開催する。 —開催時期・場所・内容を検討中—

2 国内外の自治体交流の促進に関する事業

(定款第4条第2号関係)

項 目	事 業 内 容
(1) 友好親善	<p>交流自治体等との友好親善 国内外の交流自治体等の行事などに参加し、友好親善を深めるとともに、多様な分野での交流拡大を図る。 名寄市・東吾妻町・南伊豆町・青梅市への阿波おどり訪問団の派遣（6月・8月・10月・3月予定）</p> <p>① 東京高円寺阿波おどり大会参加交流自治体の受入れ —開催日・内容等未定—</p> <p>② 台湾友好親善ツアー 中学生野球交流や阿波おどり台湾公演等を通じて、交流を行っている台湾を訪問する区民ツアーを実施し、市民交流を深める。 —実施日・内容等未定—</p> <p>③ 交流自治体中学生親善野球大会応援ツアー 11回目となる交流自治体中学生親善野球大会が台湾で開催されるため、選手の保護者を対象に応援ツアーを実施し、大会を盛り上げる。 ◆12月26日（日）～29日（水）（予定）</p> <p>④ ホームステイ・ホームビジット事業 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー創出として、区民と国内外の交流自治体の住民等との交流を促進するため、ホームステイ・ホームビジット事業を実施する。今年度はオリパラ期間中に杉並第四小学校跡施設を利用して、大会観戦と合わせたホームステイ事業を行う。 ◆7月23日（金）～9月5日（日） —詳細日程は調整中—</p>
(2) 市民交流の推進	<p>交流自治体等との市民交流 国内交流自治体と文化・スポーツ・農業体験など多様な市民交流を進める。</p> <p>① 交流自治体への体験型訪問ツアーの実施 「杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略」での計画事業の一環として、交流自治体への体験型ツアーを実施する。 —訪問自治体・日程は検討中—</p> <p>② 交流自治体を実施する各種行事（物産販売・体験事業等）を協力・支援する。協会ホームページ、交流ニュース等でのPRを行う。</p>
(3) 交流自治体観光物産展への参加等	<p>区や交流自治体が開催する「交流自治体観光物産展」に協力（参加）し、区と連携しながら、区及び交流自治体の観光資源、物産品をPRすることで相互の経済活性化等に取り組む。</p>
(4) すぎなみフェスタへの参加	<p>区を代表するまつりとして定着しているすぎなみフェスタの中で「インターナショナルカフェと外国人案内所」と題した交流協会のブースを設ける。 ◆11月6日（土）、7日（日）桃井原っぱ公園（予定）</p>

3 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業

(定款第4条第3号関係)

項 目	事 業 内 容
(1) 台湾フェアの開催	台湾の歴史や文化などを紹介し、理解を深めるとともに交流を図る。映画、講演会、民芸品の展示のほか台湾物産としてテントやキッチンカーによる販売を行う。 —開催日程・場所・内容を検討中—
(2) 海外文化セミナーの開催	外国の歴史や文化などを紹介し、その国について理解を深めるとともに交流を図る。講演会、音楽の演奏、舞踊や民芸品の展示等を行う。 —開催日程・場所・内容を検討中—
(3) 異文化理解講座の開催	在住外国人の方に出身国の文化について紹介していただき、交流・相互理解を深める。留学生との交流事業なども実施 ◆開催日未定 数回開催
(4) 外国語入門講座の開催	区民が地域の中で外国人とのコミュニケーションが図れるように、外国語の講座を開催する。 ◆1コース8回を年2回程度 英語 他に1言語実施
(5) 日本語スピーチ大会の開催	外国人に出身国のことや日本の生活体験などを日本語で発表してもらい、日本で暮らす外国人との相互理解を図る。 —開催日程・場所・内容は未定—

4 その他、1～3に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(定款第4条第4号関係)

項 目	事 業 内 容
(1) 協会報等の発行	<p>①機関紙（交流ニュース）の発行 協会の交流事業や外国人に関わる行政情報を幅広く収集し、会員・区民・外国人・関係機関等に提供する。カラー印刷 <今年度の予定> ◆発行時期： 4・7・10・1月 ◆発行部数： 当初予定各6,500部 ◆配布先： 会員、区施設、区広報スタンド、交流自治体、JR・私鉄各駅、郵便局、その他関係団体</p> <p>②ニュースレターの発行 協会の会員及び関係者に向けタイムリーに協会の事業や各種情報を提供する。 <今年度の予定> ◆発行時期： 5・6・8・9・11・12・2・3月 ◆発行部数： 各月1,300部 ◆配布先： 会員、関係者（レターフレンド）、関係機関</p> <p>③ホームページの運営 ホームページを活用して、協会事業をいち早く紹介するとともに、区内外に協会の情報を提供する。また、英語版HPやFacebookを利用し、幅広い広報活動を推進する。</p>
(2) 会員制度の運営	<p>協会を支援する会員制度を運営する。 会員 個人200名(会費1,000円)、法人2団体(会費20,000円)</p>
(3) サポート委員	<p>協会の事業に関心のある区民にサポート委員として、事業運営や協会報の編集などの活動に参加していただく。 広報担当4名 事業担当10名</p>
(4) 交流活動に関する協力・支援	<p>区内の各種の交流活動に係る行政、学校、地域等からの通訳・翻訳依頼や講師派遣依頼、外国人紹介等の要請に対し、会員や語学ボランティア、外国人相談員などの協力者を、紹介・斡旋する。また、地域のNPO法人や外国人支援団体などの自主事業への協力・連携に取り組む。</p>
(5) コミュかるショップの運営	<p>「区内で一番すぎなみが集まる場所」というショップの理念のもと、顧客志向に立ったショップ運営を進める。 <フェア> 4月 なみすけフェア 8月 阿佐谷七夕フェア 9月 名寄フェア 10月 なみすけフェア 12月 名寄餅フェア 3月 南相馬市応援フェア</p> <p><出張販売> 10月 阿佐谷ジャズストリート 11月 すぎなみフェスタ 2～3月 名寄市体験学習報告会</p>

令和 3 年度

一般財団法人杉並区交流協会

収 支 予 算 書

令和3年度 収支予算書

(令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日)

令和3年度一般財団法人杉並区交流協会の収支予算は、次に定めるところによる。

[収入支出予算の総額]

第1条 収入支出の総額は、収入、支出それぞれ68,125千円と定める。

[収入支出予算の区分及び金額]

第2条 収入支出の科目及び金額は、次表による。

1 収入の部 単位：千円

大科目	予算額
補助金収入	51,440
事業収入	16,413
会費収入	240
寄付金収入	1
雑収入	31
収入合計	68,125

2 支出の部 単位：千円

大科目	予算額
事業費	24,233
管理費	43,692
予備費	200
支出合計	68,125

1 収入の部

単位:千円

大科目	中科目	小科目	予算額	摘要
1	補助金収入		51,440	
	1	区補助金収入	51,440	
		1 管理費補助金収入	43,692	杉並区からの補助金を計上
		2 事業費補助金収入	7,748	
		3 その他補助金収入	0	
		4 分担金収入	0	
2	事業収入		16,413	
	1	事業収入	16,413	
		1 事業収入	586	イベント等参加者負担金
		2 販売コーナー収入	7,968	商品販売手数料等
		3 受託収入	7,859	
3	会費収入		240	
	1	会費収入	240	
		1 会費収入	240	会員 個人200人、法人2社
4	寄付金収入		1	
	1	寄付金収入	1	科目存置
		1 寄付金収入	1	
5	雑収入		31	
	1	雑収入	31	
		1 受取利息	1	預金利子
		2 雑収入	30	団体コピー使用料他
		収入合計	68,125	

2 支出の部

単位:千円

大科目	中科目	小科目	予算額	摘要
1	事業費		24,233	
	1	外国人支援事業	2,041	在住外国人への支援に要する経費
		8 会議費	58	
		11 通信運搬費	33	・外国人サポートデスク
		14 消耗品費	112	・外国人無料専門家相談会
		21 諸謝金	1,658	・ウエルカム・パーティー
		23 負担金支出	50	・日本語教室の運営サポート
		26 委託費	130	・東京国際交流団体連絡会議・語学ボランティア
	2	自治体交流促進事業	9,998	国内外の自治体交流の推進に要する経費
		8 会議費	664	
		10 旅費交通費	1,640	・国内交流自治体との交流
		11 通信運搬費	10	阿波おどり団訪問及び受入れ
		14 消耗品費	66	友好自治体との交流事業
		19 使用料及び賃借料	2,526	ホームステイ・ホームビジット
		20 保険料	31	交流自治体観光物産展の協力
		21 諸謝金	326	・国外友好都市との交流
		26 委託費	4,735	
	3	多文化共生事業	2,748	多文化共生社会の相互理解の向上に関する経費
		8 会議費	142	
		11 通信運搬費	67	・まるごと台湾フェア
		14 消耗品費	297	・海外文化セミナー
		19 使用料及び賃借料	32	・異文化理解講座
		20 保険料	190	・日本語スピーチ大会
		21 諸謝金	1,175	・外国語入門講座
		26 委託費	845	
	4	広報・情報提供事業	2,096	広報紙等の発行、情報の提供に要する経費
		11 通信運搬費	624	
		14 消耗品費	335	・広報紙年12回発行
		16 印刷製本費	998	
		21 諸謝金	139	
	5	販売コーナー	7,350	
		11 通信運搬費	6	
		14 消耗品費	24	コミュかるショップの運営に要する経費
		29 商品仕入	7,200	
		30 振込手数料	120	
2	管理費		43,692	
	1	人件費	38,275	
		4 給与手当	33,734	局長、職員の給料・交通費・福利厚生費等を計上
		7 福利厚生費	4,488	
		26 委託費	53	
	2	管理運営費	5,417	
		1 役員報酬	120	理事、監事の報酬
		8 会議費	9	
		9 費用弁償	180	理事、監事、評議員の費用弁償
		10 旅費交通費	84	職員の近接地内旅費
		11 通信運搬費	375	電話料、郵送料
		14 消耗品費	677	
		15 修繕費	50	OA機器修繕費
		16 印刷製本費	77	
		18 光熱水費	396	
		19 使用料及び賃借料	357	複写機、PC、リソ等リース料
		22 租税公課	420	印紙、法人住民税
		23 負担金支出	40	杉並区産業協会会費他負担金
		26 委託費	2,452	WEB・PC保守委託、清掃委託
		28 渉外費	120	儀礼的交際費
		30 振込手数料	60	振込手数料
3	予備費		200	
	1	予備費	200	
		1 予備費	200	
		支出合計	68,125	

一般財団法人杉並区交流協会定款

一般財団法人杉並区交流協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人杉並区交流協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、人と人とのつながり、地域と地域の交流を育くむことを通じて、多文化共生社会の創造と地方創生に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 在住外国人の支援に関する事業
- (2) 国内外の自治体交流の促進に関する事業
- (3) 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業
- (4) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 杉並区長 田中 良

拠出する財産及びその価額 現金 金300万円

(基本財産)

第6条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前条に定めた財産は、当法人の基本財産とする。

2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

第4章 評議員

(評議員)

第10条 当法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員は、当法人又はその子の法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が60,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項に限り決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、評議員会の議事を主宰する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その

提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事を理事長とし、業務執行理事を常務理事とする。

4 理事のうち1名を副理事長とする。

5 監事は、当法人の評議員、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問)

第29条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、1名以上3名以内とする。

3 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

4 顧問は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、理事長に対し、又は理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。

5 顧問は、無報酬とする。

6 顧問には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前条第2項の場合には、理事会の議長は副理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することによって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第38条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、東京都杉並区に贈与するものとする。

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(設置等)

第42条 当法人はその事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

2 当法人の設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

設立者 杉並区長 田中 良

住所 東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

3 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 富澤 武幸

設立時評議員 徳嵩 淳一

設立時評議員 日沼 禎子

4 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 井上 泰孝

設立時理事 板倉 徳江

設立時理事 岡本 勝実

設立時理事 幸内 正治

設立時理事 野村 浩司

設立時理事 小竹 良夫

設立時理事 川名 海男

設立時理事 奥 優

設立時理事 八方 淑夫

設立時理事 ホリー ペトル (HOLY PETR)

設立時代表理事 井上 泰孝

設立時監事 奥田 よし子

設立時監事 森 雅之

- 5 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。